

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

1 日 時 令和3年7月27日（火） 10時00分～12時18分

2 場 所 熊本地方合同庁舎B棟2階中会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席5名

4 議題

（1）部会長、部会長代理の選出

（2）賃金改定状況調査結果の説明

（3）最低賃金に関する基礎調査結果の説明

（4）基本的見解の表明

（5）今後の審議日程

（6）その他

5 議事要旨

（1） 公益代表委員の中から部会長及び部会長代理がそれぞれ1名ずつ選出された。

（2） 事務局より賃金改定状況調査結果の訂正について説明した。

（3） 事務局より令和3年度の最低賃金に関する基礎調査結果を説明した。

（4） 労働者代表委員及び使用者代表委員から、それぞれ基本的見解の表明が行われた。

【労働者代表委員の主張】

- ・ 連合リビングウェイジに基づいた熊本県の単身者の最低生計費は、月

額153,000円、時給930円である。

- 東京、福岡等との最低賃金の地域間格差が拡大しており、このことが若年労働者の県外流出の原因となっているので、これを縮めて長期的な視点での労働力の確保を図る必要がある。
- 新型コロナの影響が大きい宿泊・飲食業については、個別の支援施策を講じる必要があるが、特定の業種のために最低賃金を引き上げるだけではなく、エッセンシャルワーカー、最賃近辺で働く方のためにも最低賃金の引き上げは必要である。
- 最低賃金の高い都府県は、外国人労働者が多いということからみても、外国人労働者が就職先を選べるとしたとき、熊本県は選ばれるのかという疑問がある。
- 今年6月の時点では、非常事態宣言の解除や新型コロナワクチンの普及などから、景気の先行き判断DIは上昇している。
- 熊本県の賃上げ状況は、昨年1.8%、今年は1.7%とほぼ同じ水準である。
- 完全失業率と有効求人倍率については、昨年度は新型コロナの影響が出ていたが、今年度は良化に転じているようである。
- 熊本県内の企業の休廃業や倒産は、官民一体の手厚い支援があり、抑制されている。
- 今年度は、ワクチン接種や世界・国内経済の回復など、昨年度と明らかに異なる環境の変化をしっかりと見極めた上で、議論を尽くす必要がある。
- 連合リビングウェイジに基づく熊本県の単身者の最低生計費である時給930円をめざす。
- 人手不足への対応と地域間格差の是正、特にC、Dランクの底上げが必要である。
- 個人消費を喚起し、国内需要を動かすためにも最低賃金の引上げは必要で、支援制度や給付金の充実、賃上げしやすい環境整備をしなければならない。
- 段階的にはあるが、誰でも時給1,000円の早期達成をめざす。
- 連合リビングウェイジによる時給930円では、貯蓄にお金を回すこ

とができない状況になっている。

【使用者代表委員の主張】

- ・ 新型コロナの影響を受けて、県内の企業、特に宿泊業、旅客運輸業、それから飲食業を中心とした業種の売上並びに収益は、激減している。
- ・ 企業の売り上げは大きくダウンしているのに、借入額は増えており、過剰債務が心配される状況である。
- ・ 収益が向上している企業の賃上げは賛成するが、法的拘束力を持つ最低賃金の底上げについては、疲弊している業種、企業が懸命に生き残ろうと努力している中、それぞれの効果がしっかりとした形で実感できてから論議するべきであり、今は賃上げのタイミングではない。
- ・ 通常の事業が行えない今の状況下で、目安で発表されたような最低賃金アップについて論じ合うのは無理がある。
- ・ 最低賃金法では「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮しなければならない」と定められており、政府の方針を尊重するようなことは書かれておらず、もし政府の方針通りに最賃が決まるのであれば、その旨を法に明記すべきであり、本審に基づいた議論をお願いしたい。
- ・ 今年の景気回復が二極化していることから、コロナ禍で営業が深刻な業種の経営状況や支払い能力に焦点を当てるべきである。
- ・ 長期的かつ基本的な支援策は時間差があつて間に合わないので、今は事業の存続、雇用の維持が最大の課題である。
- ・ 企業が賃金引上げに対応できる環境をどのように整えるかが重要であり、今は現行水準を維持し状況が好転するのを待つべきである。
- ・ 熊本の全体の景気というのはそう悪くなく、好調な企業はたくさんあるが、最低賃金法が全ての企業に適用されることからすると、賃上げをするのは今なのか考えていただきたい。熊本は特殊事情として平成28年の熊本地震や今年の豪雨等で厳しい経営状況にある企業があることも理解していただきたい。

- ・ 県内の全商工会に対して実施した最低賃金に関する意向調査によると、従業員を守り、確保するため、ある程度の賃上げはやむを得ないという意見もあったが、3%（調査時点では24円）の賃上げは受け入れられないという意見が大勢を占めた。

(4) 本日、金額提示は行われなかった。

(5) 事務局から今後の審議日程を説明した。

- ・ 7月28日（水）9時30分から第2回本審を開催予定。
- ・ 本審終了後、引き続き、第2回地域別専門部会を開催予定。